

# 都城市木材の利用の促進に関する方針

平成24年1月11日

## 1 基本的な考え方

本市は、戦後の拡大造林の推進により標準伐期に達した人工林が8割を占め、また、製材面では約30の製材業者があるなど宮崎県を代表する木材供給基地である。

今後、ますますスギを中心とする森林資源の充実が見込まれることから、地元で生産、加工された木材（以下「地元産材」という。）の需要を拡大していくことが重要な課題となっている。

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線吸収効果や衝撃緩和効果があるほか、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要な製造エネルギーも低い環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。このため、木材の利用を推進することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成にも大きく貢献することが期待できる。

また、地元産材を利用することは、豊富な森林資源を支えてきた山村地域の活性化をはじめ素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業の活性化に繋がるだけでなく、土木・建設等関連産業の振興にも寄与するなど、本市地域経済の活性化にも資するものである。

このようなことから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）を踏まえ、市が実施する事業はもとより、補助事業等における地元産材の利用を促進し、木材の良さを幅広く提供するとともに公共建築物の木材の利用の推進を通して、地元産材の需要拡大を図るものである。

## 2 地元産材の活用方針

### (1) 公共建築物における地元産材の活用について

ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、原則として木造とする。

イ 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。

ウ 木造以外の構造とする場合でも、内装の木質化を積極的に推進する。

### (2) その他の公共工事における地元産材の活用について

その他の公共工事においても、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする地元産材を積極的に活用する。

## 3 公共建築物における木材利用の目標の設定

公共建築物に使用する木材は、原則として地元産材とすることを目標とする。また、公共建築物における木造率等の目標については、別に定める。

#### 4 公共建築物に適した木材の供給体制の整備

市は、公共建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質・性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

#### 5 推進体制

地元産材の円滑な利用を推進するため、庁内に設置された都城市地元産材利用推進委員会（以下「委員会」という。）を通じて、地元産材の需要拡大への取り組みを全庁的に進める。

#### 6 推進方法

- (1) 関係部局は、公共建築物の木造化・木質化について、基本設計又は実施設計（基本設計を実施しないもの）を行う前に、計画書等を作成し、委員会に提出する。
- (2) 委員会は、関係部局が計画又は実施する事業等について地元産材の具体的な利用推進方法を協議し、総合的な調整を行う。
- (3) 森林保全課は、地元産材の利用を推進するため、関係部局に木材や木造施設に関する情報の提供を行う。

#### 7 関係部局の地元産材利用推進における役割

関係部局は所管する建築物等について、地元産材の積極的な利用を促進する。また、その所管する事業について、補助事業等を含め地元産材の利用を促進する。

#### 8 期待される効果

本方針に基づき、民間における公共性の高い建築物等における地元産材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、山村地域の活性化に資することが期待される。

## 公共建築物における木造率等の目標について

平成24年1月11日

都城市木材の利用の促進に関する基本方針の3で定める公共建築物における木造率等の目標については、下記のとおりとする。

### 記

① 公共建築物の木造率を現状より50%向上させる。

	現 状 (平成22年度)	目 標 値 (平成32年度)
木造率 (床面積ベース)	5.8%	8.7%

$$\text{※公共建築物木造率} = \frac{\text{下記のうち、木造の床面積の合計 (m}^2\text{)}}{\text{新築・増築・改築床面積の合計 (m}^2\text{)}}$$

現状の木造率については、H20～22年度の3ヶ年平均値。(建築課調べ)

② 公共建築物の単位面積当たりの地元産材使用量

(改修等を除く) (単位: m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)

木造施設		非木造施設 (内装木質化)	
用 途	目 標 値	用 途	目 標 値
倉庫、作業所、更衣室等比較的簡易な公共建築物	0.05	倉庫、作業所、更衣室等比較的簡易な公共建築物	0.01
延床面積1,000m <sup>2</sup> 以上の大規模な公共建築物	0.10	庁舎(事務室)、学校校舎(教室)等	0.02
上記以外の公共建築物	0.20	公営住宅や、県民へのPR効果が高い公共建築物	0.04
		上記以外の公共建築物	0.02

(数値の根拠)

- 1) 国土交通省が3年ごとに実施する「建設資材・労働力需要実態調査(平成18年度元単位)」の「表-4 建築着工統計区分(構造別)に対応する面積原単位(全国)」から、構造別の木材使用量の基礎データ(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)を算出。  
木造施設: 0.22    非木造施設(鉄骨鉄筋コンクリート造): 0.012
- 2) 木造施設については、基礎データを参考に目標値(0.20)を設定した。ただし、壁や間仕切り、内装仕上げ等が少ない倉庫・作業所などや大規模建築物については、過去の実績等を考慮した。
- 3) 非木造施設については、内装木質化の充実を促すため、比較的簡易な公共建築物以外は基礎データの2倍(住宅等は3倍)を目標に設定。